

関西飲食店との SAGA BAR 連携業務（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、
関西飲食店との SAGA BAR 連携業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、関西飲食店との SAGA BAR 連携業務（以下「委託業務」という。）を
乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務内容）

第2条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別添「関西飲食店との SAGA BAR
連携業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、委託業務を実施しなければ
ならない。

（委託期間）

第3条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金 _____ 円（うち
消費税及び地方消費税額 金 _____ 円）とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金 _____ 円を甲に納付
しなければならない（免除の場合あり）。

（権利の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承しては
ならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（再委託等の承諾）

第7条 乙は、委託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、書面
により甲の承諾を得るものとする。

2 前項の場合において、乙は、再委託又は請け負わせた業務の全てについて責任を負
わなければならない。

（委託業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。この
場合において、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれ

を定める。

(委託業務の調査等)

第 9 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況、その他必要な事項について調査し、又は報告を求めることができる。

(事故等の報告)

第 10 条 乙は、委託業務の履行に支障が生じるおそれがある事故等の発生を知り得たときは、その発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告して速やかに応急措置を講じるとともに、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出するものとする。

(業務完了報告書の提出)

第 11 条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書（別紙様式 1）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から 10 日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前 2 項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第 2 項（前項後段において準用する場合も含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第 12 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、速やかに委託料の完了払請求書（別紙様式 2）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

3 甲は、第 1 項の規定にかかわらず、乙の請求に基づき、前金払（別紙様式 3）ができるものとする。

(成果品の権利等)

第 13 条 成果品及び乙が委託業務で制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む）、並びに委託業務で購入した工芸品及び付随品等の権利は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が権利の帰属を要請する場合には、甲と協議のうえ決定するものとする。

(契約不履行の場合の措置)

第 14 条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に契約を履行しない場合は、甲

は乙に対し遅延損害金を請求することができる。

- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ委託料に年 3.0%の割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、第 12 条第 2 項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年 3.0%の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(甲の解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重過失、背信行為又は法令等の違反及びそれに準ずる行為があったとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
- (3) 県税の滞納処分を受けたとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (5) 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (6) 仕様書に明記された能力を有しないなど、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第 16 条 前条第 1 項の規定により甲が契約を解除したとき、乙は、委託料の 100 分の 10 の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 第 1 項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定める期限までに違約金を支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年 3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

ならない。

(証拠書類)

第 17 条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにした書類及び帳簿を整備し、委託業務完了後 5 年間保管しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 甲の責に帰すべき理由により契約が解除された場合に、乙に生じた損害に対しては甲が損害賠償責任を負うものとする。

(秘密の保持等)

第 19 条 乙及びその関係者は、委託業務に関連して知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、公知となった情報、また、甲から開示を受けたときに既に公知であった情報はこの限りではない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの保護)

第 20 条 乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うにあたって別記 2「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

(存続事項)

第 21 条 本契約終了後も、第 9 条（委託業務の調査等）、第 18 条（損害賠償）、第 19 条（秘密の保持等）、及び本条は有効に存続するものとする。

(費用の負担)

第 22 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 23 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号
佐賀県産業労働部流通・貿易課長 伊藤 俊介

乙

(別紙様式1)

業務完了報告書

令和 年 月 日

佐賀県産業労働部

流通・貿易課長 伊藤 俊介 様

受託者 住所
氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した関西飲食店との SAGA BAR 連携業務について、業務が完了したので委託契約書第11条第1項に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 業務実績報告書

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

(別紙様式 2)

完了払請求書

令和 年 月 日

佐賀県産業労働部
流通・貿易課長 伊藤 俊介 様

受託者 住所
氏名

令和 年 月 日付け流通第 号で業務完了認定通知があった関西飲食店との SAGA BAR 連携業務について、下記金額を、業務委託契約書第 1 2 条第 1 項の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内訳) 契 約 金 額	金	円
支 払 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先金融機関名・支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

(別紙様式 3)

前金払請求書

令和 年 月 日

佐賀県産業労働部
流通・貿易課長 伊藤 俊介 様

受託者 住所
氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した関西飲食店との SAGA BAR 連携業務について、下記金額を、業務委託契約書第 1 2 条第 3 項の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内訳) 契 約 金 額	金	円
支 払 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先金融機関名・支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
 - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

- 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

別紙 1

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

委 託 者 名 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	（所属・役職）	（氏名）
作 業 責 任 者	（所属・役職）	（氏名）

2 事務取扱担当者に関する事項

部 署 名	
事 務 名 （事務担当者）	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	
盗 難 、 紛 失 等 の 事 故 防 止 措 置 等	（具体的に記入すること）

別紙 2

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

委 託 者 名 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作 業 責 任 者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部 署 名	
事 務 名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	
盗 難 、 紛 失 等 の 事 故 防 止 措 置 等	(具体的に記入すること)

別記2（情報セキュリティ対策）

情報セキュリティ対策特記事項

（基本的事項）

第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

（守秘義務）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の禁止）

第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告義務）

第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（報告、監査及び検査）

第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

（業務従事者への周知）

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。